

毒物劇物取扱いチェックリスト（販売業者向け）

分類	チェック事項		根拠法令
登録	☐	制限品目以外の品目を取り扱っていない。〈農業用品目販売業・特定品目販売業〉	法第4条の3
	☐	毒物、劇物を直接取り扱っていない。〈オーダー販売業〉	法第7条
	☐	必要な届出をしている。 （毒物劇物取扱責任者、営業者の氏名・住所、構造設備の変更 等）	法第7条 法第10条
保管・管理	☐	保管場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしている。	法第12条
	☐	盗難、紛失を防止する措置を講じている。 ☐ 保管場所のかぎをかける設備等のある堅固な施設である。 ☐ 保管場所以外の場所で毒物・劇物を保管していない。 ☐ 使用時以外は保管場所を施錠している。 ☐ 保管場所を毒物、劇物専用としている。 ☐ 保管場所は敷地境界線から十分離れている、又は一般人が容易に近づけない措置を講じている。 ☐ 在庫量の定期的な点検、使用量の把握、廃棄量の記録をしている。	法第11条 H15. 4. 4 通知
	☐	飛散、漏洩、流出、地下浸透を防止する措置を講じている。 ☐ 貯蔵設備、配管等の日常点検、保守点検を実施している。 ☐ 危害防止規定を作成している。 ☐ 事故等に備えた教育や訓練を実施している。	法第11条 H15. 4. 4 通知 S50. 7. 31 通知
販売制限	☐	18歳未満の者、麻薬等の中毒者等に販売をしていない。	法第15条
	☐	安全な取扱いに不安がある者に販売をしていない。 ☐ 使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者、挙動不審者等には販売しない。 ☐ 譲受人等に係る不審な動向について速やかに警察に通報している。	H11. 1. 13 通知
	☐	一般消費者には家庭用劇物以外の販売を自粛したり、代替品の使用を勧奨している。	H11. 1. 13 通知 H12. 11. 20 通知
譲渡 手続	☐	毒物劇物営業者以外に販売する際は書面の交付を受けている。 ☐ 毒物、劇物の名称・数量、販売年月日、購入者の氏名・職業・住所が記載されている。 ☐ 購入者の押印、又は署名がある。 ☐ 購入者の身元確認及び使用目的の聴取を行い、それらを記録している。	法第14条 規則第12条の2 R2. 2. 17 通知
	☐	毒物劇物営業者に販売する際は書面に必要事項を記載している。 ☐ 毒物劇物営業者登録の有無を登録票等により確認し、記録している。	法第14条 R2. 2. 17 通知
	☐	書面を5年間保存している。	法第14条
情報 提供	☐	販売時に購入者に対し、安全性データシート（SDS）の交付などにより、販売する毒物、劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供している。	令第40条の9
	☐	一般消費者に販売する場合は、保管管理や廃棄の義務について説明している。	H12. 11. 20 通知

分類	チェック事項		根拠法令
表示	☐	容器又は被包を開いて販売する場合は、法第 12 条の表示事項に加えて、販売業者の氏名・住所、毒物劇物取扱責任者の氏名を表示している。 ※あらかじめ小分けすることは製造行為に該当し、販売業ではできません。	規則第 11 条の 6
運搬	☐	盗難、紛失を防止する措置を講じている。	法第 11 条
	☐	飛散、漏洩、流出、地下浸透を防止する措置を講じている。 ☐ 基準に適合した運搬容器を使用している。 ☐ 事故時の応急措置方法を記載した書面（イエローカード）を携帯している。 ☐ 2 人以上の保護具を装備している。（5t 以上を運搬する場合） ☐ 車両の前後に標識を掲示している。（5t 以上を運搬する場合）	法第 11 条 令第 40 条の 2～4 R2. 2. 17 通知 令第 40 条の 5
	☐	1,000kg を超える毒物、劇物の運搬を委託する場合は運送人にイエローカードを交付している。 ☐ 1,000kg 以下の運搬を委託する場合でも毒物、劇物の性状等を運送人に情報提供している。	令第 40 条の 6 H12. 11. 20 通知
事故時の対応	☐	毒物、劇物の盗難、紛失があった場合は、直ちに警察に届け出ている（従業員に周知している）。	法第 17 条
	☐	毒物、劇物の飛散、漏洩、流出、地下浸透があった場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察、消防に届け出るとともに、応急措置を講じている（従業員に周知している）。	法第 17 条

法：毒物及び劇物取締法 令：毒物及び劇物取締法施行令 規則：毒物及び劇物取締法施行規則

（問合せ先） 高槻市保健所 健康医療政策課
TEL：072-661-9330 FAX：072-674-8850